

議案第47号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部大田原市公民連携事業審査会の項の次に次のように加える。

大田原市新庁舎整備推進委員会	市庁舎の復興再整備に関する事務
大田原市プロポーザル審査会	プロポーザルの審査等に関する事務

同表市長の部大田原市子育て環境づくり推進会議の項の次に次のように加える。

大田原市教育・保育施設等設置及び 運営法人選考委員会	教育・保育施設等の設置及び運営を行う法人の選考等に関する事務
-------------------------------	--------------------------------

同表市長の部大田原市ごみ問題検討委員会の項の次に次のように加える。

大田原市地球温暖化対策検討委員会	地球温暖化対策に関する調査検討等に関する事務
------------------	------------------------

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。